

令和 8 年度防災特別番組制作業務仕様書

1 事業目的

令和 8 年度滋賀県総合防災訓練にかかる取材および撮影を行い、訓練の映像を使用し特別番組を作成することで、本県の防災の取組について広く県民に啓発する。

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日(月)まで

3 業務内容

防災特別番組の制作、総合防災訓練の取材、撮影

4 業務に係る仕様等

訓練の様子を取材・撮影したうえでこれを活用し、防災について広く県民に啓発する特別番組を制作すること。なお、番組の制作にあたっては、次の点に留意すること。

【訓練映像の撮影】

- ・訓練の映像は次の日時および訓練会場での撮影を想定しているが、詳細については委託者と協議のうえ決定すること。

■令和 8 年 10 月 25 日（日）午前 8 時 30 分頃から午前 12 時 00 分頃まで

場所	主な訓練内容
甲賀市水口スポーツの森	主会場。展示ブース、林野・市街地等火災防ぎょ（遠距離送水）訓練。
甲賀市立雲井小学校	サブ会場。甲賀市総合防災訓練。
野洲川河川敷	実動訓練会場。土砂災害救出救助訓練。
甲賀広域行政組合消防本部	実動訓練会場。中高層建物火災防ぎょ・中州救助訓練。
サントピア水口（甲賀市勤労青少年ホーム）	実動訓練会場。検視・検案および家族対応訓練。

- ・訓練会場でのカメラ撮影に要する資機材等は概ね以下のとおりとする。
 - 各会場での訓練が撮影できる体制をとること。
 - その他上記資機材を運用するために必要とされる各種資機材等（運用スタッフを含む。）
- ・委託者と連携し、事前に訓練会場および訓練内容を十分に把握したうえで訓練映像の撮影に臨むこと。
- ・必要に応じて訓練実施日までに訓練会場の現地確認を行うこと。現地確認を行う場合は、事前に委託者に申し入れするとともに了解を得ること。
- ・映像の撮影は訓練に支障のないように細心の注意を払うこと。
- ・電源が必要な場合は受託者で確保することを原則とする。
- ・各訓練会場において、施設管理者等から指示（立ち入りの制限や個人のプライバシーへの配慮等による撮影の制限等）があった場合は、その指示に従うこと。
- ・撮影にあたるスタッフ等は、原則ヘルメットを着用し、事務局が指定した腕章やビブス等を

着用する等、訓練撮影者であることを明示し、安全管理を徹底したうえで、撮影を行うこと。

【防災特別番組の制作】

- ・訓練の映像を活用し、防災について広く県民に啓発する特別番組を提案すること。詳細は委託者と十分に協議のうえ、決定すること。
- ・自然災害への備え方等、県民の防災知識の向上を図るパートを構成に含めること。
- ・防災特別番組は 30 分程度（全体版）および 5 分程度（ダイジェスト版）の VTR 形式を想定している。
- ・字幕や副音声等により視聴覚障害者等に配慮した番組制作を提案すること。
- ・制作にあたって、別途県の指定する放送業者（以下、放送業者という。）の放送基準をすべて満たすものであること。納品前には必ず、放送業者から放送基準をすべて満たしていることの確認を受けること。
- ・納品後に放送業者の放送基準を満たしていないことが判明した場合は、速やかに修正に応じること。
- ・上記の他、インターネット等を活用した防災特別番組の掲載を提案すること。

【防災特別番組の納品】

- ・防災特別番組を電子データで委託者および放送業者に納品すること。
- ・納品形式は、放送業者と協議のうえ決定し、放送業者の指定する期日、方法、映像・音声等規格で成果物を納品すること。
- ・成果物を収録した DVD（30 点）と番組映像データ（mp4 形式）を、放送終了後に防災危機管理局まで納品すること。

5 制作物の著作権および著作者人格権

本業務における全ての成果物（映像、イラスト、写真（未使用写真含む）、ロゴ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）は、委託料の支払と同時に全て県に帰属するものとし、県は、県が行う広報のために自由に利用できるものとする（ただし、受託者に著作権および著作者人格権を有しないものについては除く）。

受託者は、県および県が指定する第三者に対して、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項および第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

6 その他

- ・受託者は、本業務について委託期間中を通じての責任者を置き、滋賀県との協議および事務打合せに出席させるものとする。
- ・受託者は、個人情報保護法および滋賀県個人情報保護条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ・受託者は、本業務を進めるうえで知り得た情報を、第三者に漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならない。
- ・仕様でない事項、使用について生じた疑義、または提案内容の変更等については、滋賀県および受託者の双方で協議するものとする。